

規制改革推進のための3か年計画  
(抜粋)

平成19年6月22日  
閣議決定

## 9 国際経済連携

### (2) 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

#### 【①略】

#### ② 外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備

##### ア 実務研修中の法的保護の在り方【②イの施行までに措置】

現在の研修期間中に支払われる研修手当は、出入国管理及び難民認定法上、在留資格「研修」が非就労資格と規定されていることから賃金ではなく、「生活する上で必要と認められる実費の支給」という位置付けとなっている。しかしながら、研修生を受入れる企業等の中には、これを悪用して研修生を実質的に低賃金労働者として扱っているものも見受けられ、国内のみならず研修生送出国からも適正化が求められているところである。

したがって、研修・技能実習制度の見直しの中で、在留資格「研修」の在留活動の一部である実務研修中の研修生が、実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、その法的保護を図るために必要な措置を講ずる。(Ⅲ法務ウ⑧a)

##### イ 技能実習生に係る在留資格の整備【遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案提出】

平成 17 年の技能実習生への移行者数は 32,394 人を数え、他の就労可能な在留資格の多くと遜色ない水準にあるものの、その在留資格は「特定活動」として、在留活動は「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」とされており、その内容は法律において明確になっていない。

したがって、第 2 次出入国管理基本計画（平成 12 年法務省告示第 119 号）において既に指摘事項でもあったこの点については、技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、出入国管理及び難民認定法別表第一に、技能実習に係る在留資格を早急に整備する。(Ⅲ法務ウ⑧b)

##### ウ 法令以外の規定に基づく規制等の見直し【②(イ)の施行までに措置】

外国人研修・技能実習制度に関して現在有効な規制としては「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 5 年法務省告示第 141 号）、「技能

実習制度推進事業運営基本方針」(平成5年4月5日労働大臣公示)、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成11年2月法務省入国管理局公表)が挙げられる。

受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任は、以上の規制等においては法的な位置付けが曖昧で担保措置が不十分であることから、出入国管理及び難民認定法関連の政省令へと格上げを行う。その際は、受入れ機関に対する不正行為を認定する基準をより明確化するとともに、当該不正行為の程度や内容に応じて、例えば、重大な不正行為については新規受入れ停止期間を5年に延長するなどして、規制の実効性を向上させることについても併せて措置する。(Ⅲ法務ウ⑧c)

**【以下、略】**

7 法務関係

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

事項名	措置内容	前改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
③外国人人材育成に資する研修・技能実習制度の見直し (厚生労働省、法務省)	a 現在62職種となっている技能実習制度における対象職種について、開発途上国の技能移転に関するニーズ、国内の受入体制等を踏まえ、国際貢献に資する観点からも幅広く対象職種を見直す。 【職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第3号）（平成16年4月1日施行）、引き続き逐次実施】	計画・法務ウ⑤	逐次実施		
	b 研修・技能実習生の失踪などといった問題も顕在化し、本制度が悪用されているとの指摘がある点も踏まえ、こうした問題の発生を防止する施策も併せて講ずる。		逐次実施		
⑧外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備 (法務省、厚生労働省)	a 実務研修中の法的保護の在り方 研修・技能実習制度の見直しの中で、在留資格「研修」の在留活動の一部である実務研修中の研修生が、実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、その法的保護を図るために必要な措置を講ずる。	重点・国際(2)②ア [計画・法務ウ⑩]	⑧bの関係法施行までに措置		
	b 技能実習生に係る在留資格の整備 技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、出入国管理及び難民認定法別表第一に、技能実習に係る在留資格を早急に整備する。	重点・国際(2)②イ [計画・法務ウ34]	遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出		
	c 法令以外の規定に基づく規制等の見直し 受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任について、現在有効な規制である「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」、「技能実習制度推進事業運営基本方針」、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」においては法的な位置付け	重点・国際(2)②ウ [計画・法務ウ34]	⑧bの関係法施行までに措置		

事項名	措置内容	前改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>が曖昧で担保措置が不十分であることから、これら諸規定を出入国管理及び難民認定法関連の政省令へと格上げを行う。</p> <p>その際は、受入れ機関に対する不正行為を認定する基準をより明確化するとともに、当該不正行為の程度や内容に応じて、例えば、重大な不正行為については新規受入れ停止期間を5年に延長するなどして、規制の実効性を向上させることについても併せて措置する。</p>				